

鹿沼市有害鳥獣捕獲用箱罾等貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、有害鳥獣による農林作物への被害を軽減し、市民が安心して生活できる環境の保全を図るため、市が保有する有害鳥獣捕獲用箱罾等(以下「箱罾等」という。)の貸出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 箱罾等の貸出を受けることができる者(以下「申請者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所または土地を所有する者
- (2) 現に有効な、わな猟狩猟免許状を取得している者

(申請手続)

第3条 申請者は、有害鳥獣捕獲用箱罾等借受申請書(様式第1号)にわな猟狩猟免許状の写しを添え、市長に提出するものとする。

(貸出の決定)

第4条 市長は、前条の規定による借受申請があったときは、その内容を審査し、支障がないと認めたときには貸出を決定し、有害鳥獣捕獲用箱罾等貸出決定通知書(様式第1号)により申請者に通知するものとする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、次のとおりとする。

- (1) 箱罾、1年以内
 - (2) 電気止め刺し器及び付属品、90日以内
- 2 申請者より貸出期間満了前に再度の申請があり、市長が必要を認めた場合は、引き続き期間を定めて貸出をすることができる。

(転貸の禁止)

第6条 第4条及び前条の規定により貸出の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、貸出を受けた箱罾等を転貸してはならない。

(損傷又は紛失の届出等)

第7条 利用者は、貸出を受けた箱罾等を損傷し、又は紛失した場合は、速やかにその旨を市長に届出なければならない。

2 前項の届出にかかる損傷又は紛失の理由が、利用者の責によるものである場合は、市長は当該利用者に対し、損害の実費を弁償させることができる。

(費用の負担)

第8条 借用にかかる費用は、無料とする。ただし、維持管理にかかる費用及び消耗品は申請者の負担とする。

(貸出台帳の整備)

第9条 市長は、箱罾等の貸出状況を明確にするため、有害鳥獣捕獲用箱罾等貸出台帳(様式第2号)を整備するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から一部改正する。

有害鳥獣捕獲用箱罾等借受申請書

令和 年 月 日

鹿沼市長 宛

申請者 住所
氏名 印
電話

設置者 住所
氏名 印
電話

下記のとおり有害鳥獣捕獲用箱罾等を借受けたいので、鹿沼市有害鳥獣捕獲用箱罾等貸出要領第3条の規定により申請します。

記

わな免許番号			
箱罾等の種類		数量	
借受期間	令和 年 月 日	から	令和 年 月 日まで
設置場所			
対象鳥獣			
被害状況			
誓約事項	1 箱罾等の使用は許可者の指示に従い、法に基づく適切な利用を行います。 2 箱罾等使用に起因する事故については、全て申請者の責任において処理します。 3 箱罾等は申請者が責任を持って管理します。転貸は決して行ないません。		

(以下は市が記載)

課長等	係長等	担当

有害鳥獣捕獲用箱罾等貸出決定通知書

上記について、鹿沼市有害鳥獣捕獲用箱罾等貸出要領第4条の規定により貸出する。

罾等番号	
------	--

令和 年 月 日

鹿沼市長 佐藤 信

